

令和7年3月14日

各不在者投票管理者 様

久万高原町選挙管理委員会事務局

不在者投票特別経費の請求及び事務手続き等について

久万高原町議会議員選挙の執行に当たり、公職選挙法第49条第1項の規定により貴施設において行われた不在者投票に要した経費（不在者投票特別経費）については、久万高原町より交付しますので、下記事項に御留意の上、不在者投票事務完了後速やかに請求等いただきますようお願いします。

なお、不在者投票における外部立会人の事務の流れについては、別紙「指定病院等における不在者投票の外部立会人等に係る事務について」を参考としてください。

記

- 1 不在者投票を行った者の数は、不在者投票を行った者1人につき1と数えてください。（1人につき**1, 073円**を交付することとなります。）
- 2 不在者投票管理者が、外部立会人（市町選挙管理委員会が選定した者に限る。）を投票に立ち会わせるために要する経費については、1人につき1, 282円に立会時間数（1時間未満の時間数があるときは、その時間数は1時間とする。）を乗じた額（1日当たりの立会時間が8時間を超える場合は、10, 900円）を上限とした金額を交付いたします。
- 3 提出書類
 - （1）請求書
 - （2）別紙1（不在者投票者名簿）
 - （3）別紙2（外部立会人に要した経費 請求明細書）
 - （4）外部立会人に支給した報酬等の領収書等の写し
 - （5）外部立会人の選定を依頼した市町選挙管理委員会から送付された選定通知書の写し

4 提出期限

令和7年5月20日（火）

5 連絡及び提出先

〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万212番地

久万高原町選挙管理委員会事務局 （担当：崎山）

TEL(0892)21-1111（内線165）

FAX(0892)21-2860

メール soumu@kumakogen.jp